



全国社会保険労務士会連合会 近畿地域協議会

報道関係者各位

令和4年10月21日
全国社会保険労務士会連合会
近畿地域協議会 会長 成瀬雅義

PRESS RELEASE

企業で働く方、企業経営者、総務・人事担当者に向けた 無料電話相談会を開催します！！ 令和4年12月2日(金)

全国社会保険労務士会連合会近畿地域協議会（会長：成瀬雅義）は、令和4年12月2日(金)の『社労士の日』に、企業で働く方、経営者、総務・人事担当者を対象に、社会保険労務士による様々な悩みごとに対する電話相談を行います。

※「社労士の日」とは、1968年（昭和43年）12月2日に社会保険労務士法が施行されたことにちなんでいます。

【企業で働く方からの相談事例】

- 職場でいじめ・嫌がらせ・無視されて嫌な思いをしています。これってハラスメントになるのかよくわからない？
- 会社から雇止めや退職を強要され困っています。どうしたらよい？
- パートの130万、106万、103万の収入の壁があるが、意味が良くわからない。

【企業経営者からの相談事例】

- 最低賃金が毎年引き上げられ賃金が上昇しているが、パート社員と正社員の賃金対策はどうしたらよい？
- 人材不足で募集をしても集まらない。効果的な人材募集はどうしたらよい？

【総務・人事担当者からの相談事例】

- 最近改正した、育児介護休業法の「産後パパ育休」のことがよく分からない？
- 健康保険・厚生年金保険に加入する基準が、令和6年に50人以上に拡大されると聞きました。対策はどうすればよいでしょうか？

日頃、労働問題で企業や労働者の相談に応じている国家資格者である近畿2府4県の社労士が、悩みに寄り添い、労働社会保険諸法令に基づきアドバイスをします。

電話相談の方法は、下記のダイヤルにお電話をいただくと、最寄りの社会保険労務士会に繋がり、待機している社会保険労務士が相談に応じます。

電話相談の開設日、時間、電話番号は下記のとおりです。

(近畿2府4県の社労士による無料電話相談会)

開設日：令和4年12月2日(金)～社労士の日～

開設時間：10時～17時

電話番号：0120-048645（お～しやろうしはここ）

主催：全国社会保険労務士会連合会近畿地域協議会

滋賀県社会保険労務士会 京都府社会保険労務士会 大阪府社会保険労務士会

兵庫県社会保険労務士会 奈良県社会保険労務士会 和歌山県社会保険労務士会

<本件に関するお問合せ先>

〒530-0043 大阪市北区天満2丁目1-30 大阪府社会保険労務士会館

近畿地域協議会事務局 担当：上田 TEL06-4800-8188